

伊勢湾BCP及び 緊急確保航路等航路啓開計画の 改訂(案)

伊勢湾港湾機能継続計画の改訂(案)

1 伊勢湾BCPの考え方

物流機能継続のための対応計画

伊勢湾全体における港湾機能継続の方針・計画

【伊勢湾港湾広域防災協議会】

伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針 (H26.10策定)

- 大規模・広域災害に対し、広域的に連携して対処する項目及び考え方

【伊勢湾BCP協議会】

伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾BCP） (H26.10策定)

- 伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的とした計画

緊急確保航路等航路啓開計画

- 広域連携による航路啓開作業を具体的に定めた行動計画

相互に連携

個別港湾における港湾機能継続計画等

【港湾BCP協議会】

名古屋港
BCP

(H27.6策定)

三河港
BCP

(H27.3策定)

衣浦港
BCP

(H27.3策定)

四日市港
BCP

(H27.10策定)

津松阪港
BCP

(H27.10策定)

尾鷲港
BCP

(H29.3策定)

災害時の対処行動

広域連携による対処行動

国の機関及び複数の港湾管理者の役割・行動

- 広域連携体制の構築
- 広域連携への対応
- 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有

国の機関、複数の港湾管理者、港湾関係事業者等の役割・行動

- 伊勢湾の広域連携体制の構築
- 緊急輸送ルートの確保、優先順位の設定、輸送体制の確保等
- 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有

- 被害状況調査、深淺測量計画、浮遊物・障害物除去作業等の作業計画
- 応急公用負担権限等の行使手続き

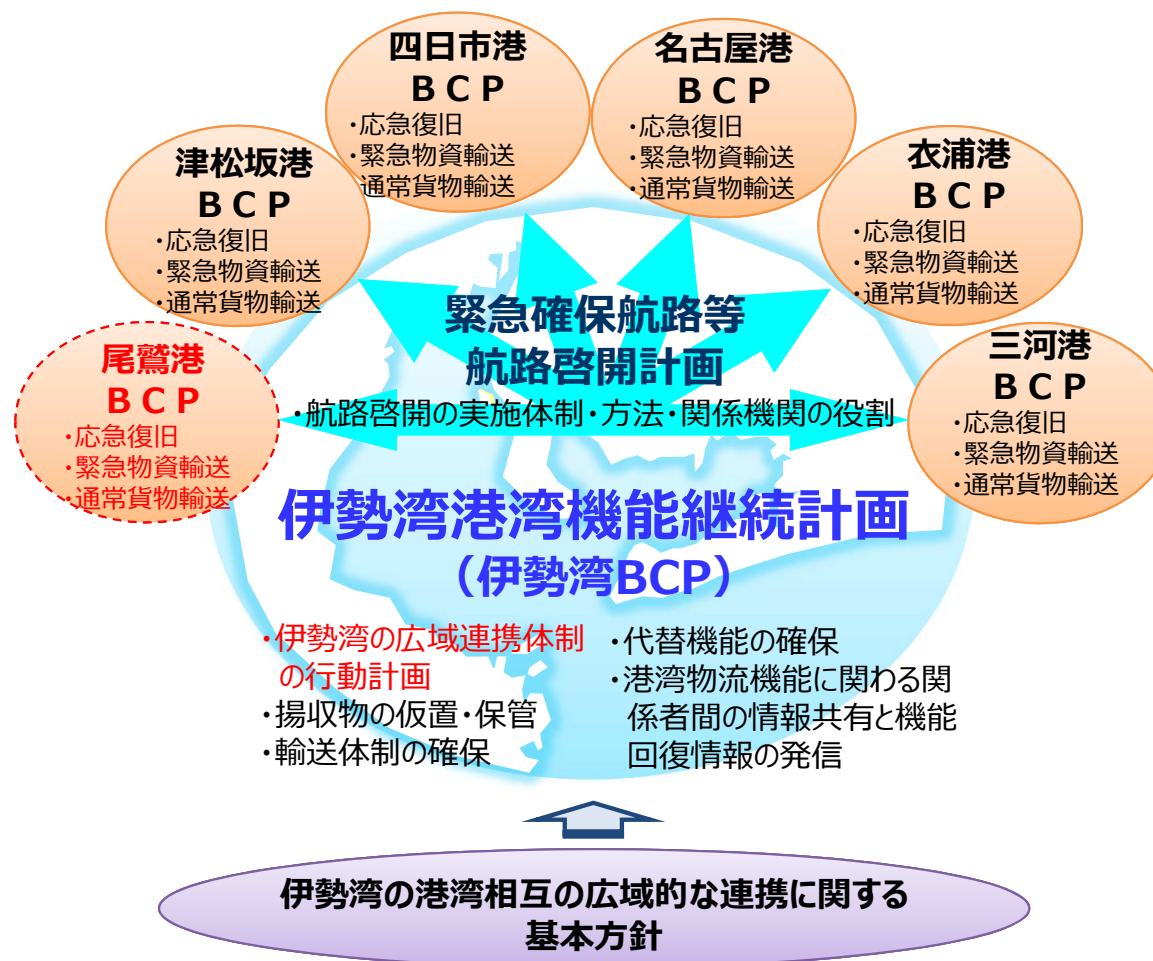
個別港湾等における対処行動

国の機関、港湾管理者、港湾関係事業者等の役割・行動

- 初動体制の構築、被害点検
- 航路啓開、施設復旧
- 緊急物資輸送活動
- 通常貨物輸送活動

1 伊勢湾BCPの考え方

■ 伊勢湾における港湾機能継続のための広域連携のイメージ

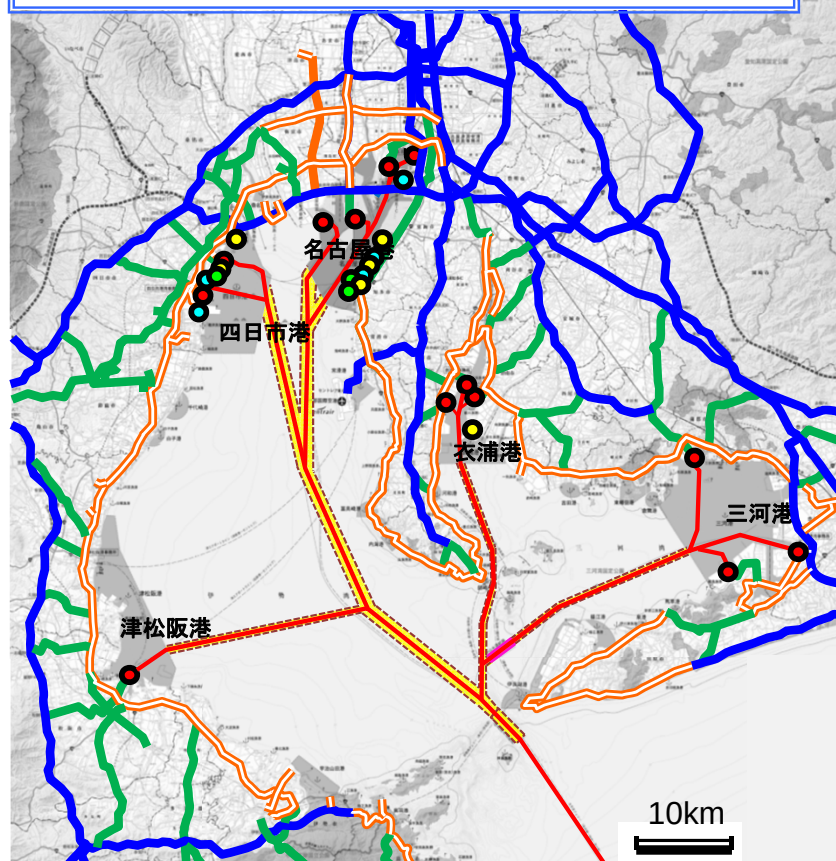


4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

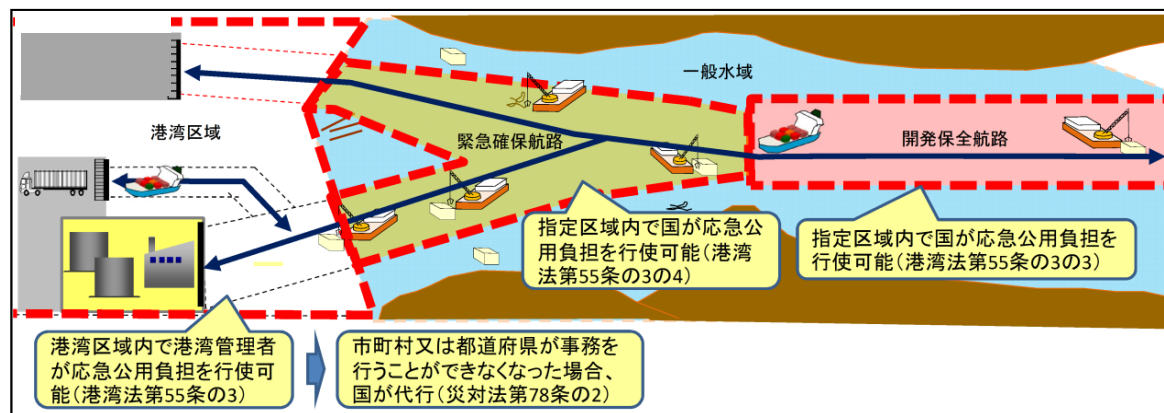
4-1 緊急物資輸送ルート確保

- 港湾区域外の緊急確保航路と開発保全航路について、中部地方整備局が関係機関と連携し啓開する。
- 津波警報・注意報解除後、速やかに作業に着手し、まず、耐震強化岸壁と製油所・油槽所、LNG基地（電気、ガス）に接続する航路の啓開を優先し、早期に被災地への物資・燃料輸送を開始する。
- 中部地方整備局は、緊急確保航路等の啓開において、必要な場合には応急公用負担権限を行使する。

伊勢湾における海上からの緊急物資輸送ルート



【緊急確保航路等の啓開における応急公用負担権限の行使】



- 緊急確保航路
- 開発保全航路
※海交法上の航路(伊良湖水道航路)を含む
- 耐震強化岸壁への物資輸送ルート
- 公共耐震強化岸壁(整備済・整備中)
- 製油所・油槽所(緊急輸送路に接続)
- 発電所等
- 都市ガス製造工場等
- <中部版くしの歯作戦ルート>
- 高速道路等の広域支援ルート
- 沿岸部(被災地)アクセスルート
- 沿岸沿いルート

- 応急公用負担権限とは、非常災害時にあって、緊急の必要があると認められるとき、他人の物件等で支障となるものを収用、処分することができる権限をいう。
- 航路啓開の揚収物に自動車、コンテナ、原木等の有価物が含まれる場合、緊急確保航路においては港湾法第55条の3の4、開発保全航路においては、港湾法55条の3の3に基づき応急公用負担権限を行使し、撤去できる。

4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

4-1 緊急物資輸送ルートの確保

- ・大規模災害発生後、速やかに広域連携体制を構築する。
- ・広域連携体制は、協議会構成機関が実施する被害状況調査の情報を踏まえ、資機材の調達、優先順の設定を行う。
- ・優先順に従い、作業船等の資機材を緊急確保航路等と各港湾に投入し、航路啓開作業を実施する。
- ・湾内各港への最小限の海上輸送ルートを確保した後、緊急物資輸送ルートを拡充する。

訓練を踏まえた津波警報が発災後24時間で解除される場合の手順とタイムライン、ライフラインの状況を例示

注1：発災後の時間は、津波警報・注意報が24時間で解除される場合の例であり、港湾機能の回復目標とは一致しない。実際の状況により相違があることに留意が必要

注2：ライフラインの状況は、中央防災会議の想定を参考。津波浸水域では、さらに時間を要する。

3日 携帯電話 概ね回復

4日 電気、固定電話 概ね回復

7日以降 水道 1ヶ月後 概ね回復

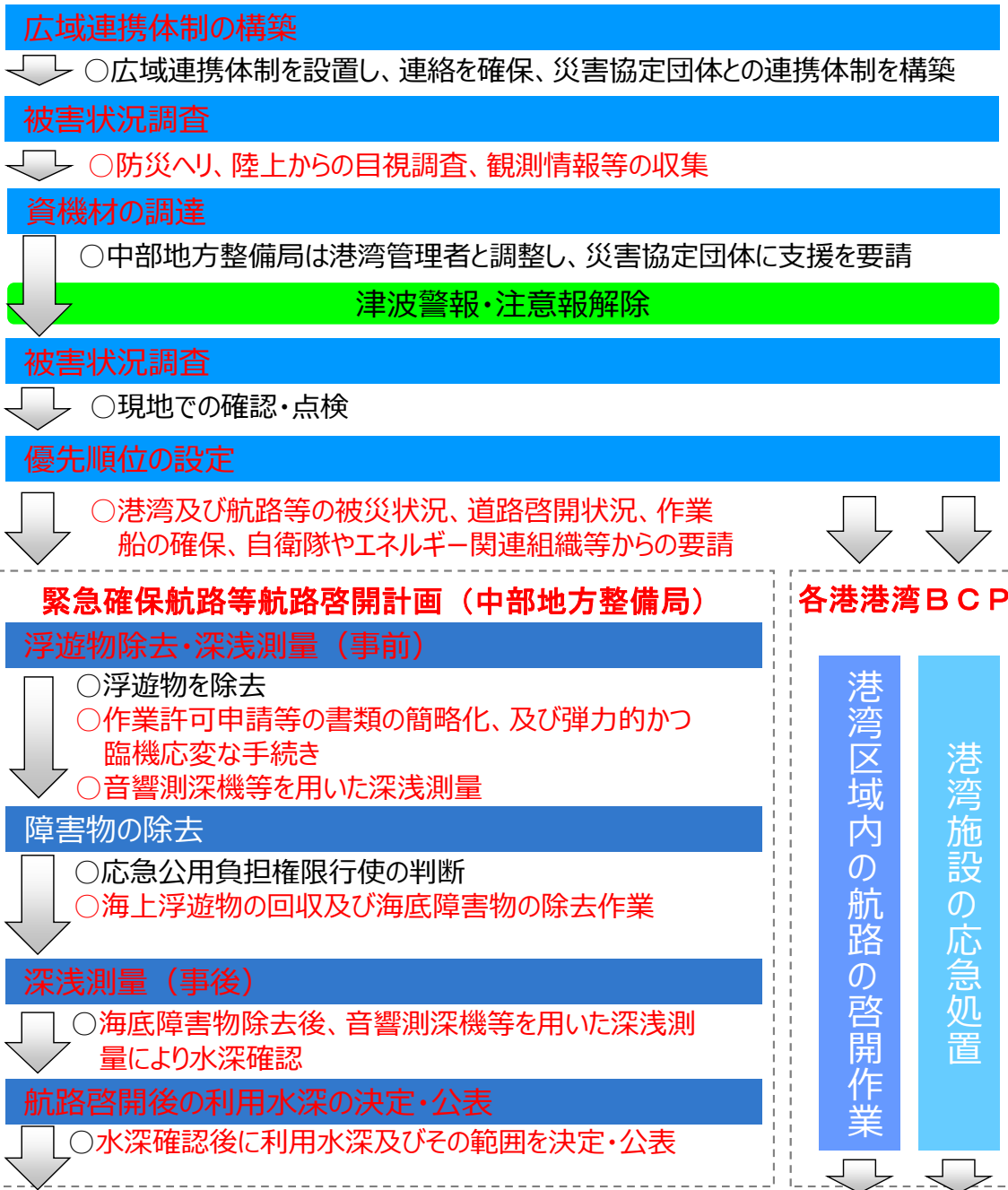
12時間

24時間

48時間

広域連携体制の行動計画（初動）

啓開作業



湾内各港への最小限の海上輸送ルートの確保

緊急物資輸送ルートの拡充

4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

4-1 緊急物資輸送ルート確保

■ 応急復旧活動における役割分担

・訓練を踏まえたタイムラインを例示
・優先順位を津波警報・注意報が解除された発災2日目に決定し、3日目から航路啓開作業に着手、最小限のルートを4日目(発災5日以内)に暫定供用する想定とした。



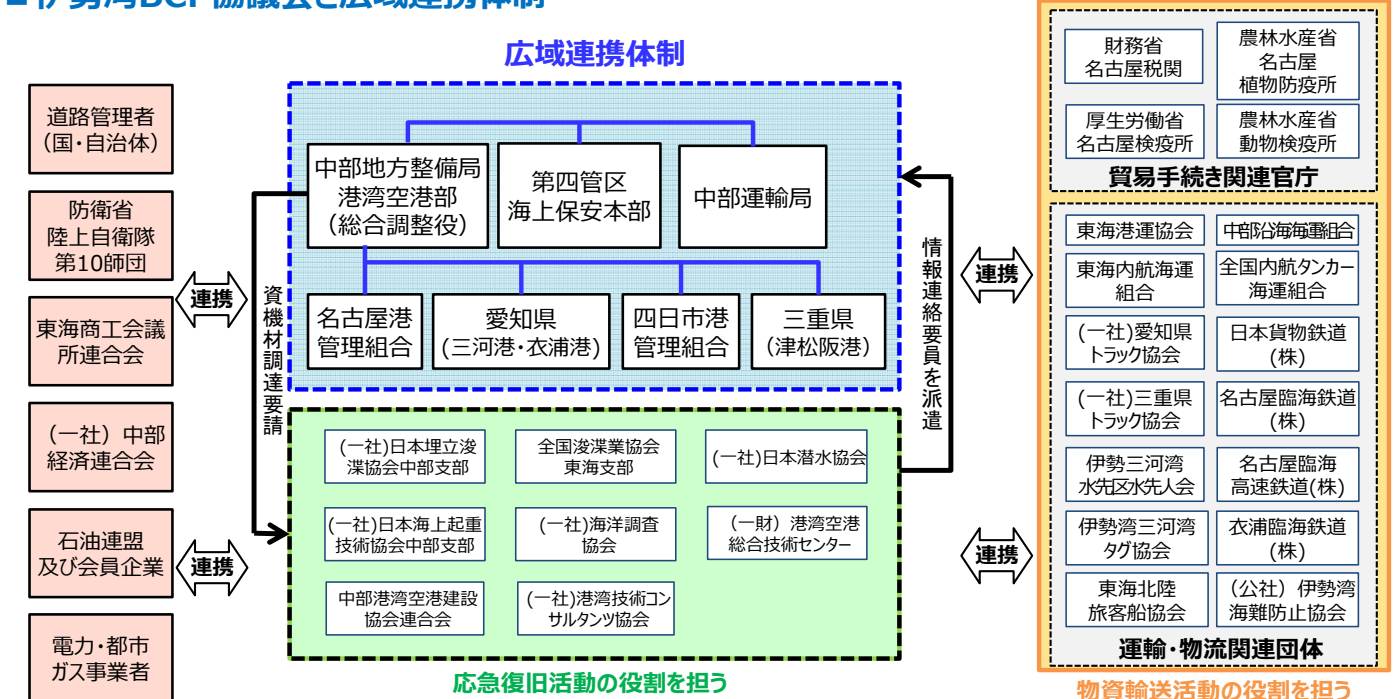
※津波警報解除等によって作業の安全性が解除された後に、現地作業を開始する 【凡例】◎:主導的役割を担う主体(幹事役) ○:主導的役割を担う主体 △:協議・調整・情報共有の対象となる主体
※発災後の時間は、津波警報・注意報が24時間で解除される場合の例であり、実際の状況により相違があることに留意が必要

4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

4-2 広域連携体制の設置

- 大規模災害が発生、または発生が見込まれる場合に「伊勢湾BCP協議会 広域連携体制」を中部地方整備局港湾空港部内に設置する。
- 広域連携体制は、国土交通省中部地方整備局港湾空港部、国土交通省中部運輸局交通政策部、海上保安庁第四管区海上保安本部交通部、愛知県、三重県、名古屋港管理組合、四日市港管理組合で構成する。

伊勢湾BCP協議会と広域連携体制



【伊勢湾BCP協議会 広域連携体制】

中部地方整備局（総合調整役）	港湾空港部長
第四管区海上保安本部	交通部長
名古屋港管理組合	企画調整室長
四日市港管理組合	経営企画部長
愛知県	建設部長
三重県	県土整備部長
中部運輸局	交通政策部長

発動基準

- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港の港湾の所在自治体で震度6弱以上の地震が発生したとき
- 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が東海地方に発令されたとき
- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港の港湾の自治体で高潮被害が発生したとき
- 伊勢・三河湾でその他の重大事故が発生したとき

参考）各港湾BCPの発動基準

港湾	発動基準
名古屋港	①名古屋市、知多市、東海市、弥富市、飛島村のいずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生したとき ②伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報が発表されたとき ③大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が東海地方に発令されたとき
三河港	港湾管理者は、被災状況を鑑みて三河港災害時対策会議を設置
衣浦港	港湾管理者は、被災状況を鑑みて衣浦港災害時対策会議を設置
四日市港	①四日市市、川越町のいずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生したとき ②伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報が発表されたとき ③大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が東海地方に発令されたとき
津松阪港	①松阪市で震度6弱以上の地震が発生したとき ②伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報が発表されたとき ③大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が東海地方に発令されたとき
伊勢湾BCP（原行）	・南海トラフ巨大地震等により、伊勢湾地域において大規模・広域災害が発生した場合 ・又は、発生が見込まれる場合

4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

4-2 広域連携体制の設置

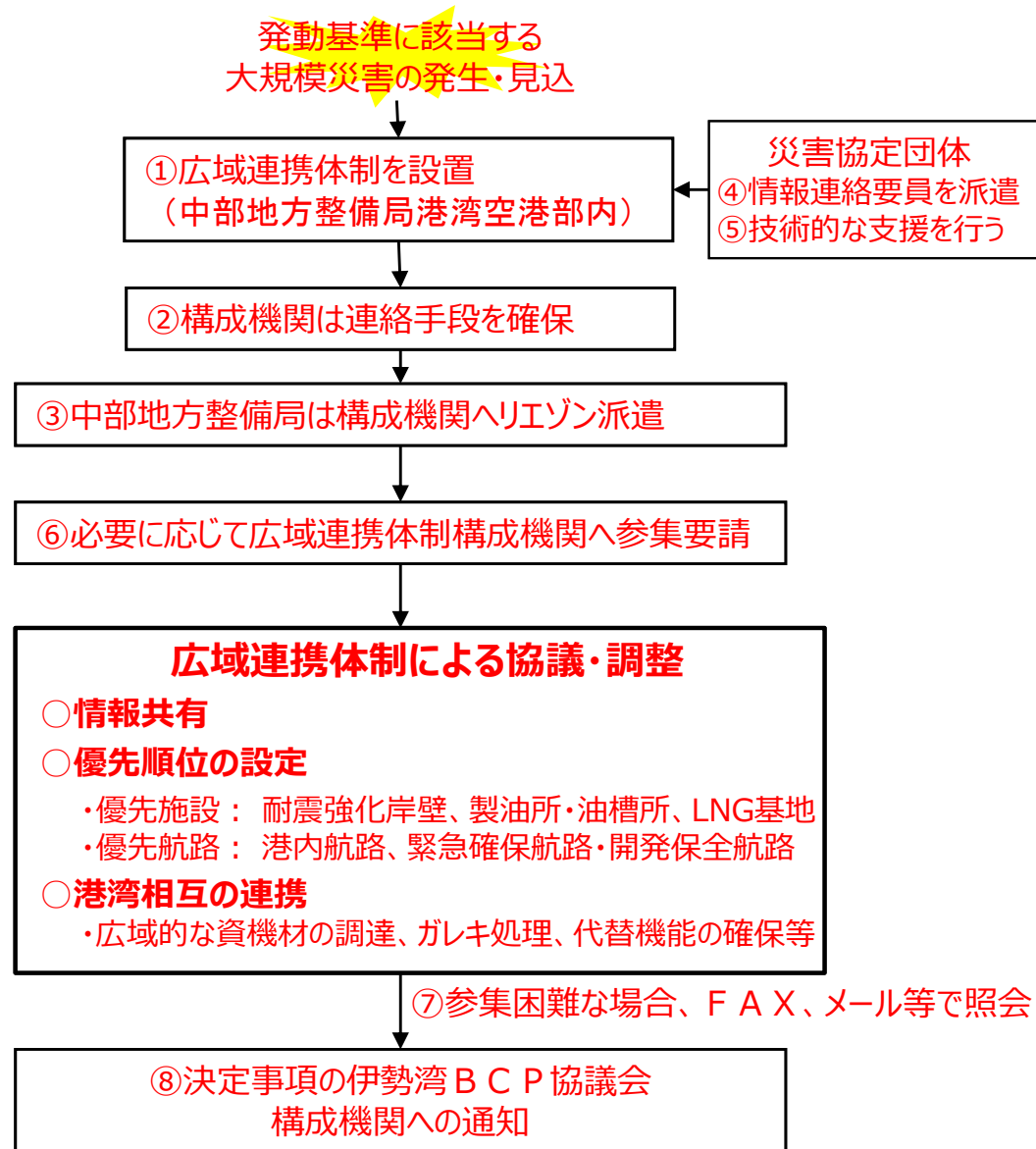
■ 広域連携体制の役割

- ・広域連携体制は、港湾相互の広域的な連携を図るために必要な情報共有、優先順位の設定、港湾相互の連携等の各種対応に向けた調整を行う。
- ・広域連携体制の構成機関は、各々の組織の災害対策本部の指揮の下、港湾機能の維持・復旧に関する協議・調整を行う。

■ 広域連携体制の活動の流れ

- ①発動基準に該当する災害が発生、または発生が見込まれる場合、中部地方整備局港湾空港部内に広域連携体制を設置する。
- ②広域連携体制の構成機関は、速やかに連絡手段を確保する。
- ③中部地方整備局は、広域連携体制の構成機関にリエゾンを派遣する。
- ④災害協定団体は、広域連携体制が設置されたら、速やかに情報連絡員を中部地方整備局港湾空港部に派遣する。
- ⑤「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書包括協定」を締結する港湾関係団体（以下、「災害協定団体」という）は、広域連携体制に対し技術的な支援を行う。
- ⑥中部地方整備局は、必要に応じて広域連携体制の構成機関に参集を要請し、必要な協議・調整を行う。
- ⑦参集が困難な場合は、中部地方整備局が優先順位や広域的な連携に関する方針の案を作成し、構成員にFAX、メール等で照会する。
- ⑧広域連携体制において決定した事項は、伊勢湾BCP協議会の構成機関に速やかに通知する。

【広域連携体制の活動の流れ】



4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

主語を明記、津波警報解除前であるため情報収集を行うとした。広域連携体制構成機関である中部運輸局を追加

4-3 被害状況調査

- 発災後、伊勢湾BCP協議会の構成機関は、職員の安全を確保した後、速やかに被害状況等の情報収集を行う。
- 中部地方整備局と港湾管理者、第四管区海上保安本部、中部運輸局、災害協定団体は、自組織が保有または管理する施設・設備の被害の状況や、業務遂行機能の状況を把握し、中部地方整備局に連絡する。
- 災害協定団体は、中部地方整備局と港湾管理者が実施する港湾施設の被災状況調査に協力する。
- 中部地方整備局及び港湾管理者は、緊急確保航路、港湾区域内の航路、泊地、係留施設等の状況を調査するとともに、港湾背後の被災状況、道路被害・啓開の状況、製油所・油槽所、電力・都市ガス施設の被災状況、広域物資拠点の開設状況等について情報収集を行う。
- 津波警報・注意報が解除されるまでは、監視カメラの画像、ヘリコプター、無線ヘリ等による調査、陸上からの目視調査、電話やメール等により情報収集を行う。
- 特に航路では耐震強化岸壁に接続する航路や泊地、係留施設では耐震強化岸壁を優先的に調査を行い、また、操業可能な製油所・油槽所、電力・都市ガス施設の情報収集を行う。

【中部地方整備局の災害対策用ヘリコプター】



【東北地方整備局のヘリコプターが撮影した津波の画像】



4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

4-3 被害状況調査

【収集する情報】

- ・漂流物等の情報収集の実施機関に地方整備局、海上保安本部を追加
- ・港湾の情報収集の実施機関に災害協定団体を追加

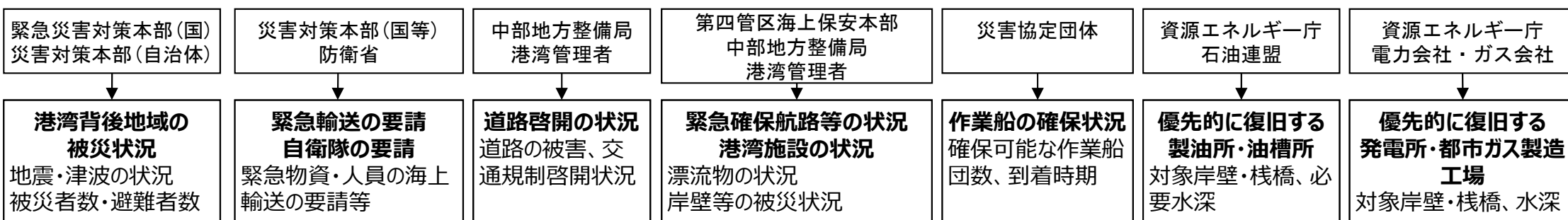
区分	項目	収集する情報	実施機関
港湾	水域施設	漂流物、沈降物、可航水域	地方整備局、港湾管理者、海上保安本部、災害協定団体
		航路標識	海上保安本部
	係留施設	岸壁（前面岸壁を含む）、棧橋、物揚場の損傷、使用可否	地方整備局、港湾管理者、災害協定団体
	荷捌き施設	荷役機械、上屋の損傷、荷捌地の不陸・陥没・ガレキ・貨物の散乱状況	港湾管理者、施設管理者、災害協定団体
	臨港道路	臨港道路の被害、橋梁の被害、ガレキ・貨物の散乱状況等	港湾管理者、災害協定団体
	製油所・油槽所	火災、油漏れ、タンク・配管の損傷等	石油関係者
後背地	被災者	避難者数、死傷者数	自治体
	交通施設	道路、橋梁、駐車場、鉄道、運河及びヘリポート	各施設の管理者
	ライフライン	電気、上下水、通信、ガス	電力、都市ガス事業者
	防災拠点	物資拠点、活動拠点、避難所等の開設状況	自治体の災害対策本部
関係者の状況	広域連携体制	被災状況、連絡先、業務の状況	地方整備局、港湾管理者、海上保安本部、運輸局
	災害協定団体	確保できる要員と資機材	災害協定団体
	要望	国、港湾管理者、自治体からの要望	国、自治体の災害対策本部、港湾管理者

4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

考え方は変更なし

4-3 優先順位の設定

○優先的に確保すべき海上輸送ルートについては、被災地の状況、国や自治体等の要請、道路の状況、緊急確保航路等・港湾施設の状況、作業船の確保状況、製油所・油槽所及び発電所・都市ガス製造工場等を総合的に勘案し、広域連携体制において協議・調整して決定する。また、変更する場合も同様とする。

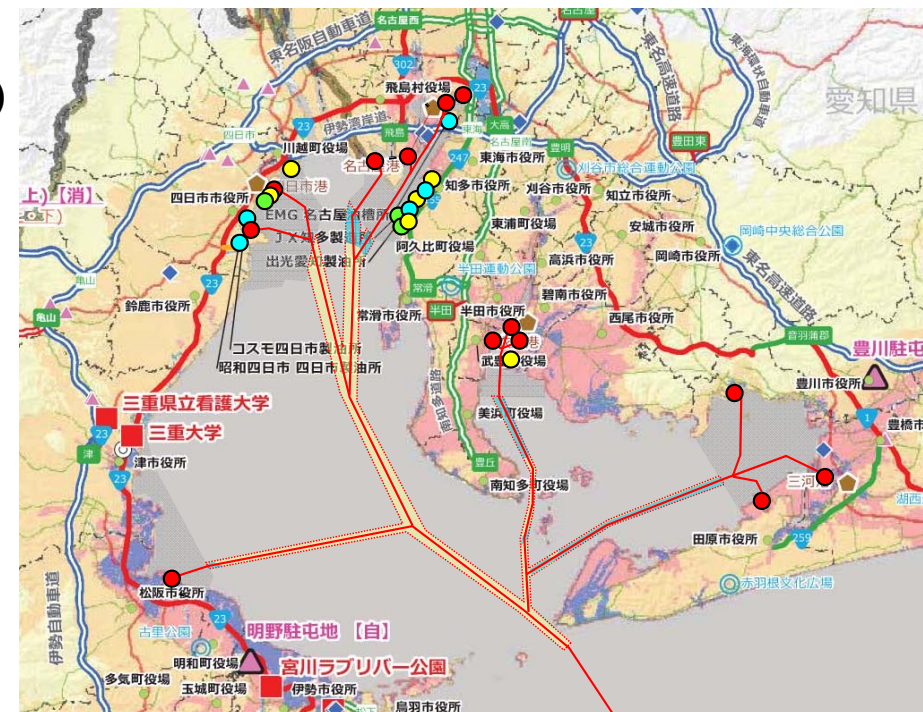


広域連携体制

緊急確保航路等の優先順位

(優先的に確保すべき海上輸送ルートの協議・調整)

広域連携体制において収集した情報を総合的に勘案し、復旧を優先する対象施設(耐震強化岸壁、製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場)と対象航路(港内航路、緊急確保航路等)を協議・調整して決定する。



出典:「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(H27.3中央防災会議幹事会)より作成 11

各港湾BCPの目標
岸壁の目標復旧時期、必要水深

製油所・油槽所、
発電所、都市ガス製
造工場の航路啓開
目標

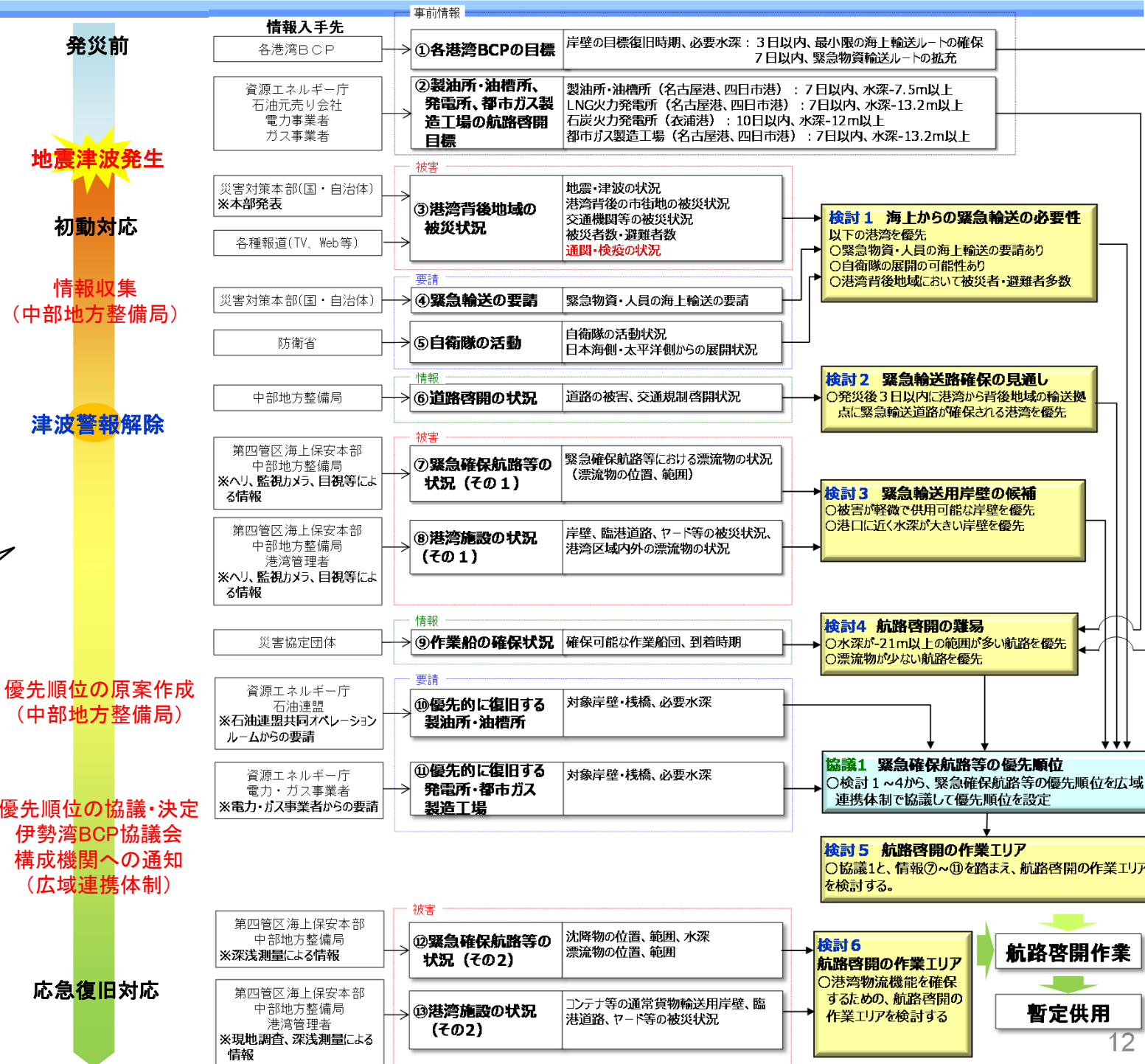
製油所・油槽所
LNG火力発電所
石炭火力発電所
都市ガス製造工場

4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

■ 優先順位の設定フロー（案）

- 中部地方整備局は、収集した情報をもとに優先順位の原案を作成し、広域連携体制において協議・調整して決定する。
- 広域連携体制は、優先順位を決定したら、メール、FAX等により速やかに協議会構成員に通知する。

発災後に収集した情報をもとに原案を作成し、津波警報解除後に広域協議会で協議し決定する流れとした。



4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

4-4 資機材の調達

包括協定を反映し、関係機関の役割を明記

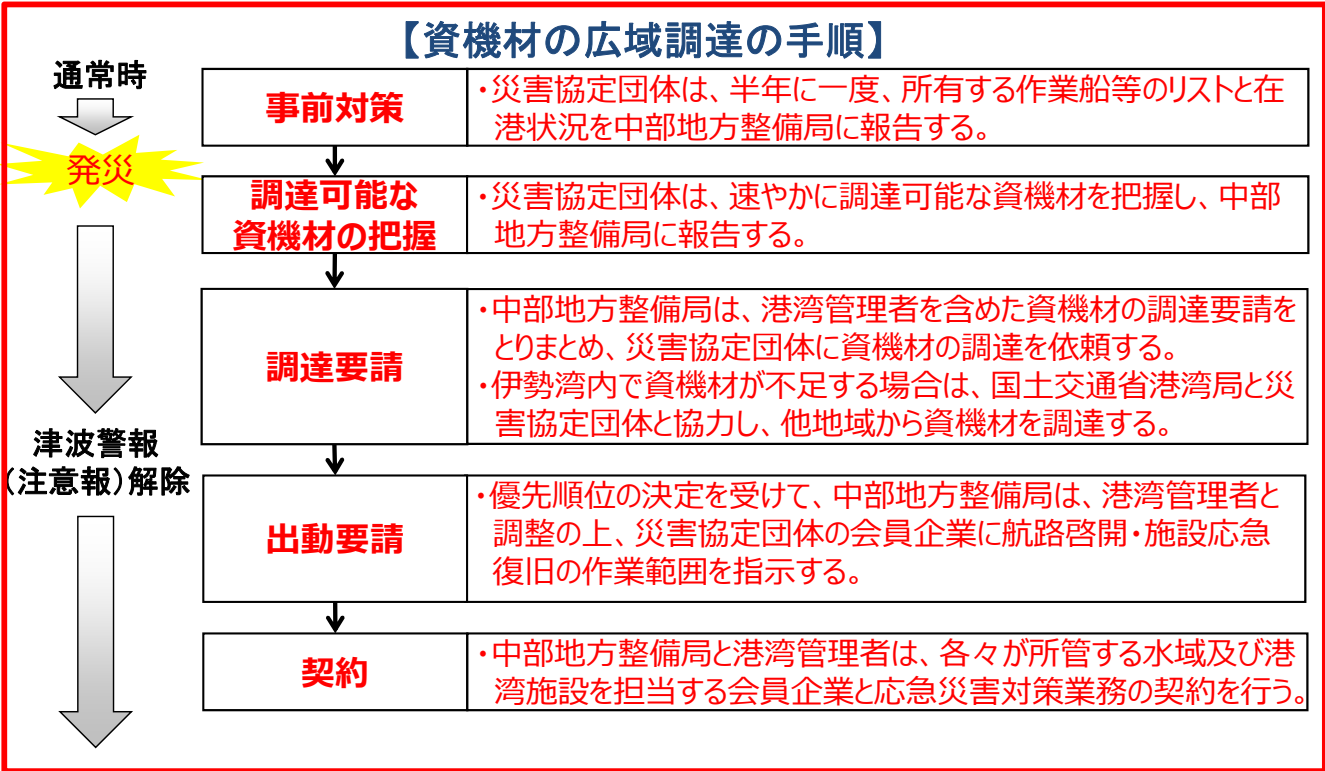
【通常時の対応】

○中部地方整備局は、作業船等の資機材の動静を把握するため、半年に一度、災害協定団体から所有する作業船等のリストと在港状況の報告を受ける。

【大規模災害発災後の対応】

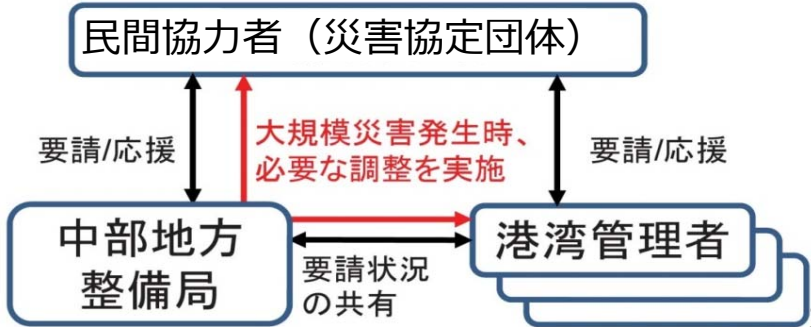
- 災害協定団体は、発災後、速やかに調達可能な資機材（作業船の種別、船団数、時期等）を把握し、中部地方整備局に報告する。
- 中部地方整備局は、包括協定に基づき港湾管理者が必要とする分も含めた資機材の調達要請をとりまとめ、災害協定団体に資機材の調達を依頼する。

【資機材の広域調達の手順】



■ 包括協定書

- 平成28年3月29日中部地方整備局、港湾管理者及び民間協力者は「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結した。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震など大規模災害発生時において、津波被害等による甚大な被害が想定される港湾施設等を迅速かつ円滑に応急復旧することにより、発災後の緊急物資の輸送や地域産業の早期復興等のため、中部地方整備局、港湾管理者ならびに民間協力者の3者が協定を締結したもの。

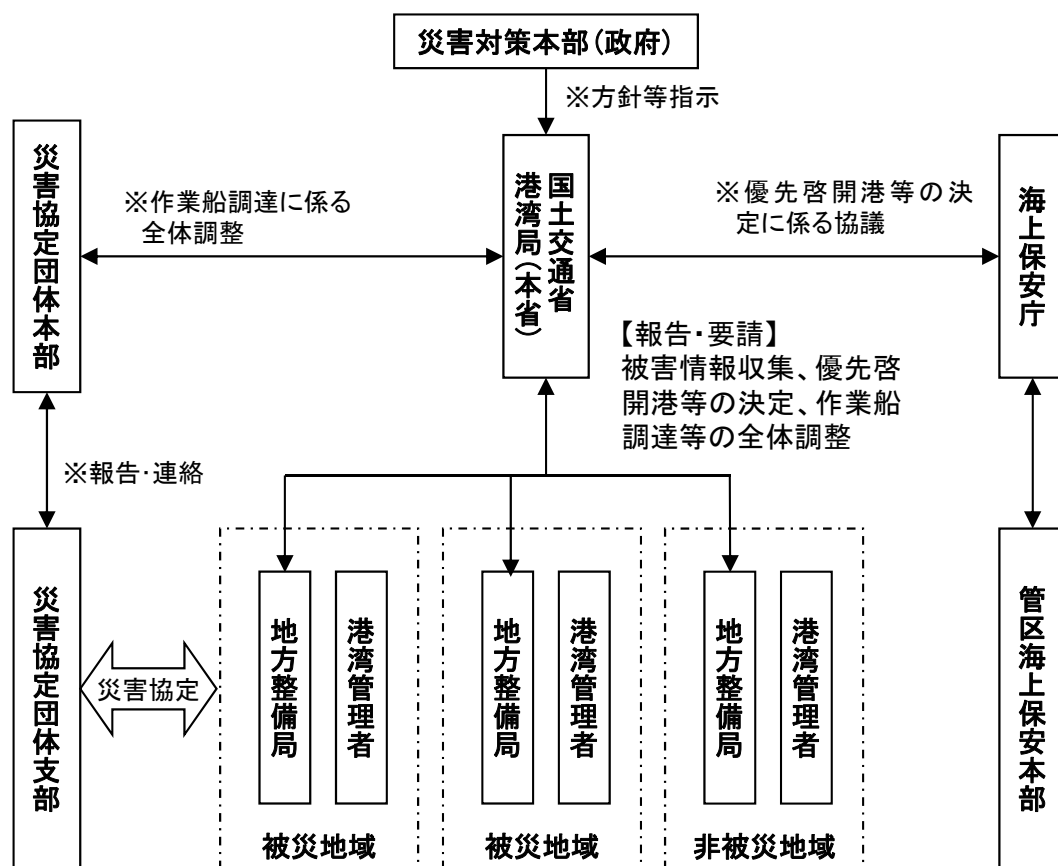


4 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

4-4 資機材の調達

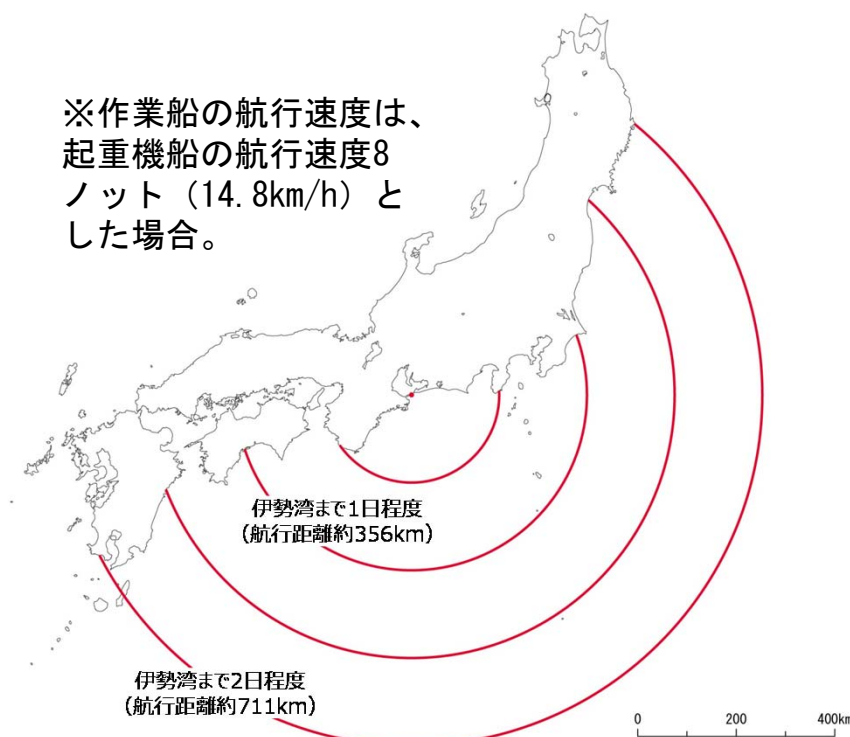
- 南海トラフ巨大地震は、関東から九州にわたる広域災害となると想定されるため、資機材の調達要請が重複する等の混乱が生じる恐れがある。
- 伊勢湾内で資機材が不足する場合、中部地方整備局は、国土交通省港湾局、災害協定団体と協力し、他地域から資機材を調達する。なお、燃料の調達支援についても検討する。
- 作業船団等の資機材の配置は、優先順位と、確保可能な資機材の数量、港湾及び背後の被災状況、関係機関からの要請等を踏まえ、中部地方整備局が港湾管理者と協議して決定する。

【災害協定と国全体を考慮した調整のイメージ】



【作業船団の伊勢湾への到達時間】

※作業船の航行速度は、
起重機船の航行速度8
ノット（14.8km/h）と
した場合。

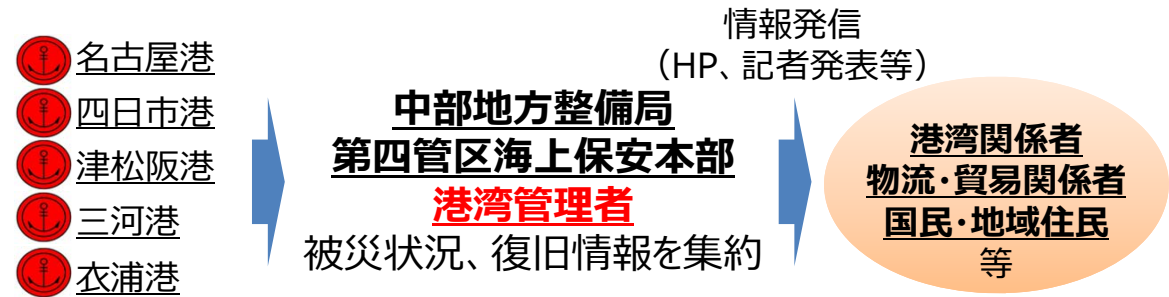


6 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有

■情報の共有、機能回復情報の発信

- 各構成機関は、大規模災害時に通信を確保するため、複数の連絡窓口と通信手段を確保する。
- 伊勢湾BCP協議会は、通常時に各構成機関の連絡窓口と通信手段を記載した連絡体制表を作成し共有する。
- 広域連携体制は、大規模災害発生後、協議会構成機関に情報配信を行う体制を速やかに構築する。
- 中部地方整備局は、関係機関及び関係者からの復旧状況等の情報を集約し、その情報をポータルサイト等を通じて各関係者に情報提供し共有するものとする。その際、発信日時を明示する。
- 各港における岸壁の使用可否、暫定供用、復旧等の情報については、各港湾管理者からの発信に加えて、中部地方整備局が伊勢湾全体の機能回復情報を集約し、第四管区海上保安本部、**港湾管理者**と連名で発信する。

【機能回復情報の発信の考え方】



【中部地方整備局の情報共有ポータルサイト(案)】

使用可能施設、暫定供用、船舶の交通制限等の海上交通情報を掲載した利用者への情報共有ポータルサイトを中部地方整備局HP内に開設

中部地域港湾BCPポータルサイト

港湾施設の被災情報・復旧情報・航路規制情報
(2017.1.1更新)
地図またはリストから確認したい港湾等を選んでください。最新情報(pdf)を確認できます。

名古屋港 (一部供用) (0月0日0時現在)

三河港 (一部供用) (0月0日0時現在)

尾鷲港

津松阪港

四日市港

名古屋港

衣浦港

三河港

清水港

田子

御前崎港

緊急確保航路等

関係機関リンク

- 地方公共機関
 - 第四管区海上保安本部
 - 中部運輸局
 - 中部地方整備局 道路部
- 中部地方整備局管内 港湾事業担当部署
 - 清水港港湾事務所
 - 名古屋港港湾事務所
 - 三河港港湾事務所
 - 四日市港港湾事務所
- 中部地方整備局管内 港湾管理者
 - 静岡県(清水港・御前崎港・田子の浦港)
 - 愛知県(三河港・衣浦港)
 - 三重県(津松阪港・肥後港)
 - 名古屋港管理組合
 - 四日市港管理組合

配信・共有する情報(例)	
航路啓開情報	暫定供用開始(航路幅・水深)、航路啓開進捗、暫定供用見通し
港湾施設情報	暫定供用開始(岸壁水深・延長、臨港道路ルート・車線等)、啓開進捗、暫定供用見通し
優先順位	航路啓開の優先順位
入港船舶情報	緊急物資輸送船初入港等
道路情報	港湾へのアクセス道路の啓開状況
全国の被災状況	全国の港湾の被災状況、復旧状況

7 伊勢湾BCPの運用

7-1 伊勢湾BCPの継続的改善

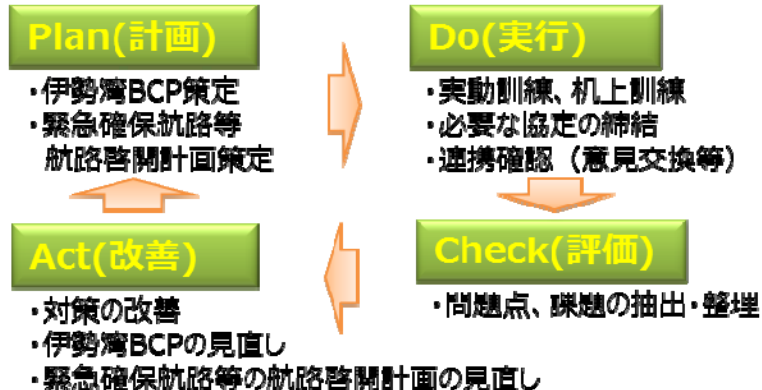
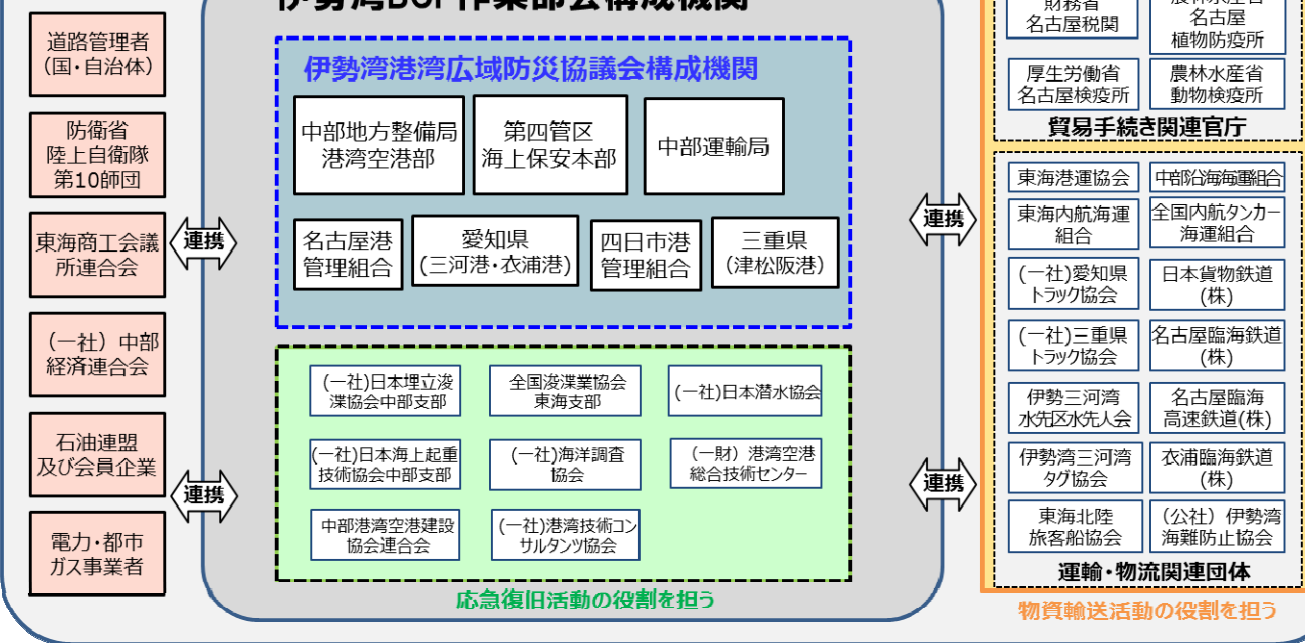
- 大規模・広域災害発生時に関係者が連携して緊急物資輸送及び港湾物流機能の早期回復を実現するため、定期的な**教育・訓練**の実施により関係者の連携体制を確認し、伊勢湾BCPの実効性向上と関係者の意識向上を図る。
- 伊勢湾BCP協議会は、伊勢湾BCPを継続的改善（PDCA）により有効で実効性の高い計画に改善する。

7-2 運用体制

伊勢湾BCP協議会構成機関

伊勢湾BCP作業部会構成機関

伊勢湾港湾広域防災協議会構成機関



■ 伊勢湾BCP協議会 (伊勢湾BCP作業部会)

- 平常時から関係者間の連携を構築、議論や訓練等を行い伊勢湾BCPの実効性向上に繋げる

■ 伊勢湾港湾広域防災協議会

- 災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行う場

7 伊勢湾BCPの運用

7-3 推進課題

○伊勢湾BCPの実効性を高めるため、推進課題に取り組む。

赤：今年度取り組んだ課題 青：今年度の訓練を受けて追加した課題

区 分	事前検討課題
伊勢湾BCPの考え方	・尾鷲港の伊勢湾BCPへの位置づけ
広域連携体制の設置	・各機関との連絡窓口、連絡手段の整理 ・災害協定団体の役割の整理 ・通信断絶時の初動体制の確保 ・情報伝達訓練の実施 ・関係機関へのリエゾン派遣の検討 ・通信手段の洗い出しを行い衛星電話等の災害時につながりやすい通信手段の確保(各機関) ・報告様式の作成
優先順位の設定手順	・具体的な優先順位の決定方法及び配信方法(優先順位の検討表の確認) ・国・自治体の災害対策本部の役割の確認(指揮命令系統、情報伝達ルート確認) ・臨港道路、緊急輸送路の図面整理(道路名称、管理者、連絡先) ・施設点検診断カルテの活用方法の整理 ・通信断絶時の関係機関からの情報入手(災害時には、参集できないことを想定) ・優先順位の検討に必要で入手可能な情報のリストアップと入手方法、限られた情報による優先順位の判断手順の整理 ・手順書の作成
資機材の調達手順	・作業船の在港状況の把握(半年に1回、災害協定団体より報告) ・資機材調達の手順の確認 ・国と港湾管理者による燃料調達の支援の検討(災害協定団体を支援) ・既存の作業船情報について活用方法を検討 ・手順書の作成

7 伊勢湾BCPの運用

7-3 推進課題

青：今年度取り組んだ課題 赤：今年度の訓練を受けて追加した課題

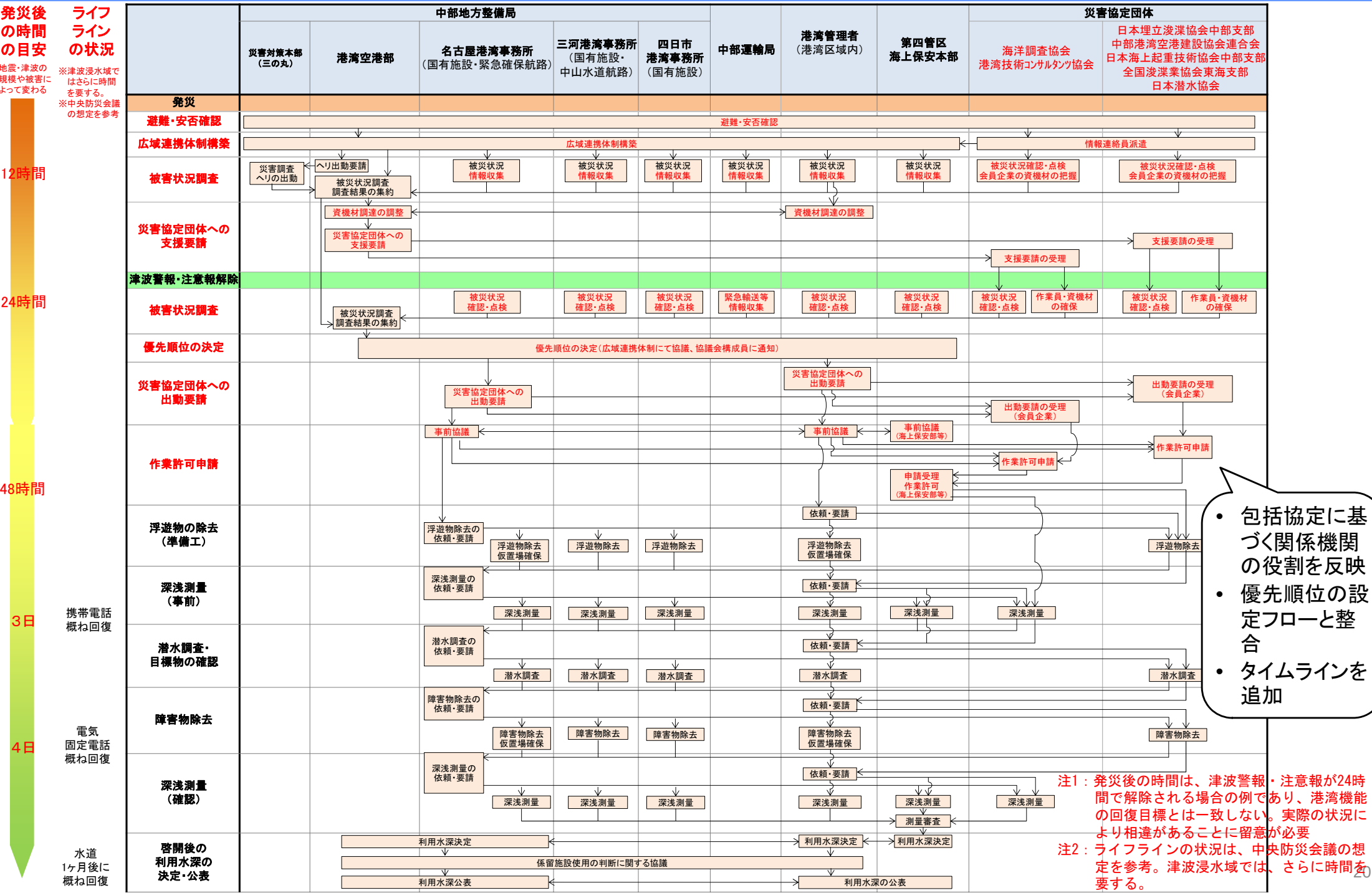
区 分	推進課題
航路啓開	・中部地方整備局内部の役割分担の確認(中部地方整備局、港湾管理者のマニュアルへの反映) ・作業許可申請(簡略化した作業許可申請書等による、FAX、電話等でも受け付ける弾力的かつ臨機応変な申請手続きの運用) ・港内航路啓開の費用負担と直轄災での負担範囲 ・「伊勢湾の緊急確保航路啓開活動手順」暫定版の改訂 ・浮遊物情報図フォーマット(グリッド図)の作成(第四管区海上保安本部、港湾管理者、中部地方整備局地整) ・入手可能な浮遊物情報のリストアップと入手方法の整理
揚収物の仮置・保管	・がれき仮置き場、処理までの手続きの確認 ・伊勢湾全体での揚収物の仮置き場確保の検討
緊急物資輸送体制の確保	・緊急物資民間企業協定の対応(田原市—トヨタ自動車(株)、半田市—JFEスチール(株))
燃料油輸送体制の確保・電力・都市ガス輸送体制の確保	・行政と専用棧橋所有企業(石油、電気、ガス)の航路啓開に係る費用負担
港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有	・復旧情報発信サイトの開設(HPの開設) ・中部地方整備局と第四管区海上保安本部、中部運輸局、港湾管理者による情報発信の内容と体制の協議
伊勢湾BCPの運用	・各関係機関のリーダー、実務者の育成 ・達成目標を明確にした訓練計画(図上訓練、実働訓練) ・災害時の状況に応じた図上訓練・実働訓練の実施 ・教育プログラムの検討および実施 ・新技術に関する情報共有・開発(浮遊物把握、作業船動静把握等) ・伊勢湾BCPの改定内容は、協議会構成機関のBCPへ反映してもらうように調整 ・必要資源(人員・資機材・ライフライン・情報)と資源が不足する時の対応策の検討

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂(案)

2 航路啓開の実施体制と手順

2-2 航路啓開の手順と関係機関の役割

航路啓開計画p11参照



2 航路啓開の実施体制と手順

2-3 円滑な作業調整及び作業許可の迅速化

○発災時における作業許可申請等の書類の簡略化

・発災時に港長等への港則法及び海上交通安全法に基づく作業許可申請又は作業届にかかる手続きを迅速に進めるため、中部地方整備局港湾空港部と第四管区海上保安本部は協議し、発災時における届出書及び作業許可申請書等の簡略化した様式を作成した。

○作業許可申請等の弾力的かつ臨機応変な手続き

・発災時の作業許可等の申請手続きについては、窓口申請等の通常の方法によることが困難な場合は、FAX、電話等でも受け付け、弾力的かつ臨機応変な対応が行なえるよう中部地方整備局港湾空港部と第四管区海上保安本部は協議を実施した。

【海上交通安全法適用海域における作業許可申請等の簡略化した様式】
※港則法についても同様に作成



緊急確保航路等の状況
・被害状況調査
(ヘリ等による海上状況・漂流物把握)

航路啓開活動

協議 (伊勢湾BCP 優先順位の設定に基づく)
緊急確保航路等の優先順位の最終決定

届出書及び許可申請書の簡略
した様式による申請
(迅速な航路啓開活動を開始するた
め、FAX、電話等でも受付ける弾
力的かつ臨機法変な運用)

緊急確保航路等の状況
・深浅測量 (事前)
・潜水探査

航路啓開作業

・漂流物除去
・障害物除去
・水路測量 (確認)

暫定供用

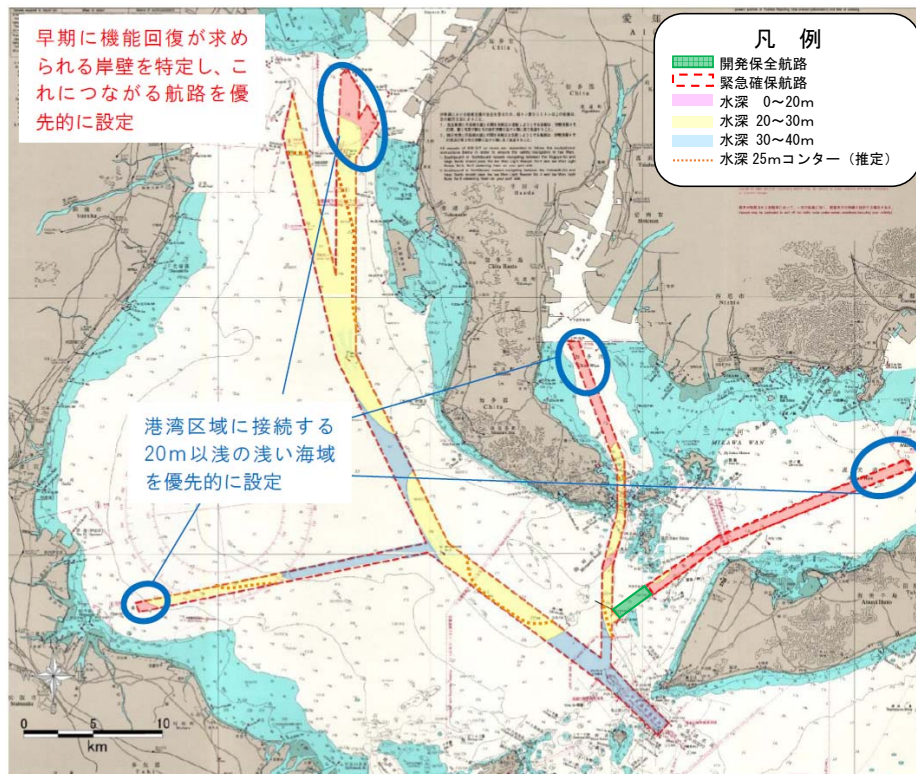
4 深浅測量計画

4-1 深浅測量（事前）

- 浮遊物の除去後、ナローマルチビームソナー等の深浅測量機器を搭載した船舶により、水深や海底の異常な不陸等の障害物等を調査する。
- 深浅測量（事前）の結果については、その測量成果を情報図としてとりまとめ、各関係機関の提供等に供するとともに、異常箇所については現地に浮標等を設置することで、その場所を明示する。
- 水深、海底の異常な不陸等の障害物等の確認作業は、**中部地方整備局、第四管区海上保安本部、港湾管理者、災害協定団体**が一体となって、それぞれの責務、投入可能な人員・資機材等に応じて可能な範囲で取り組む。
- 最終的には緊急確保航路等全域を調査することが望ましいが、発災後の災害対策支援を迅速に行うため、緊急物資輸送船の入港の観点から、優先度の高い海域から順に、海底障害物等の状況把握を進める。

実施する機関を明記

【伊勢湾緊急確保航路において測深作業を優先すべき海域】



【深浅測量（事前）の手順】

測深海域の決定

測線計画の策定

船位測定

潮位観測

水中音速度測定等水深データ
の補正

深浅測量

海底異常物と海中浮遊物の
判定

報告

関係機関を明記

4 深浅測量計画

4-2 深浅測量（確認）

- 中部地方整備局と港湾管理者、災害協定団体は、障害物の除去が完了した水域について、第四管区海上保安本部の確認を受ける。
- 深浅測量（確認）は、ナローマルチビーム音響測深機等の深浅測量機器により実施し、測量成果（水深、残置障害物等）を情報図としてとりまとめ、啓開情報の提供等に供する。

関係機関を明記
ポータルサイトによる通知を追記

4-3 供用開始の決定・通知

- 中部地方整備局と第四管区海上保安本部、港湾管理者は、障害物の除去後、確認測量の結果を踏まえ、供用開始する水域の範囲と水深を決定する。
- 中部地方整備局と第四管区海上保安本部、港湾管理者は、供用開始を決定した水域の範囲・水深等の情報発信内容について協議し、ポータルサイト等を通じて公表する。その際、配信日時を明示する。
- 航路啓開区域の利用については、港長の指示・指導により行う。

○暫定供用の考え方（案）

- ①緊急物資輸送船が安全に航行・離接岸できる範囲とし、対象船舶の船型や航路の形状、現場条件を踏まえ、関係機関（中部地方整備局、第四管区海上保安本部、港湾管理者）により安全が確認された時点から**暫定供用**を開始する。
- ②緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。**応急復旧作業が完了し安全が確認された時点から一部供用を開始する。**
- ③暫定供用または一部供用については、関係機関（中部地方整備局、第四管区海上保安本部、港湾管理者）が情報を共有したうえで、各機関の情報媒体（ホームページ、記者発表等）を通じて発信する。

問合せ先
国土交通省港湾局港湾防災課災害対策室
課長補佐 高橋 03-5253-8689（直通）
海上保安庁東北地方太平洋沖地震災害対策本部
上村、中林 03-3591-6361 内 5391

国土交通省港湾局
海上保安庁
平成23年3月15日

岩手県釜石港の一部復旧について

東北地方整備局及び第二管区海上保安本部では、緊急物資の海上輸送の早期実現を図るため、岩手県釜石港の水路測量及び航路啓開活動を実施していましたが、本日、その作業が終了し、下記のとおり一部復旧しましたのでお知らせします。

記

- 1 復旧日時
平成23年3月15日（火） 午後6時
- 2 復旧場所
須賀地区岸壁（-11.0m）
【別図参照】
- 3 対象船舶
復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める緊急物資輸送等に従事する船舶が対象となります。

【岩手県釜石港の施設復旧情報の公表例】

